

子ども会を 育てよう



子どもの健全育成とか、地域活動とかいえば、まず子ども会のことか、青少年協などの人たるで、直接子ども会の仲間入りはしないが、一歩はなれたところから見守り、援助育成の方法を配慮する立場にある人々です。

口、直接指導者 子ども会の中はいり、これも一緒に活動して活動する人で、プログラムの編成や行事活動の進め方について子ども会幹部の相談相手となり得る人です。PTAがこの役にあたります。

八、専門的指導者 社会教育、公民館主事、学校生活指導教師などの専門的指導者で、平素は直接子ども会には接触しないが、必要に応じ技術的、専門的な立場で協力する人です。

子ども会とは

子どもの生活の場を考えると大きくわけて家庭、学校、地域社会の三つに分けられます。家庭には両親、兄弟、祖父母などがいて一応子どもに対する配慮が守られているし、学校は教師および施設が整えられており、こどもも子どもの育成は十分守られています。問題は地域社会の場です。社会の場における子どもの生活は遊びが主体です。こどもたちは集団の中で遊んでいるあいだに、いろいろな規律を身につけてゆくといわれます。そして、その遊びや環境が不健全であつたり、危険が伴ったり、そのほか望ましくない状態がある場合は、健全な成長が妨げられることになり、場合によっては不良化や、反社会性が芽生えることにもなりかねません。そこでこどもの社会生活の場が、健全な望ましい状態に整えられ、導かれるために、どうしても必要と見守り援助が必要となるのであります。ここに「子ども会活動」が

あり、こどもたちの遊びを中心にその遊びを通じて年のちがう地域のこどもたちすべてで組織し、そのなかでこどもたちが、いつも自主的な生活や創造の意欲をはぐくむようにしむけられ、話しあい活動が続けながら、よりよい民主的な人間に育てようというものです。

△子ども会のしくみ

町内とか部落単位に、小学生から中学生までとすることがよいようです。人数は二十人から三十人ぐらいにすると活動しやすいようです。

△こどもの中のリーダー

こどもの遊びの中には必ずリーダーがいますが、こども会をやっていく場合に一番重要なのはこの会の行事を計画したり、実際の活動をすすめてゆく責任者です。

△こども会の指導者

こども会の活動をうまくすすめていくにはこれを世話する指導者が必要で、指導者には、

一、顧問的指導者、児童委員、学校、青少年協などの人たるで、直接子ども会の仲間入りはしないが、一歩はなれたところから見守り、援助育成の方法を配慮する立場にある人々です。

二、子ども会育成会 子ども会には会員と、こどもの中のリーダー

先日、A県B町のC社会教育主事から一通のはがきをもらった。私と社会教育を天職と考へ、浅学の身を終生この道にご奉公いたす覚悟でおりましたが、このたびある事情により、〇〇支所長を命ぜられ過日着任いたしました。在職中は公私ともお世話になりました。わがごとくのようにガクセンとして、東京の大学でともに学び、勇躍して同じ道にはいったC君が、こども会もろくに天職をうけられ、あきらかにサセンされたと感じたからである。ついにヤラレたとは思ったが、さそく、くわしいことを知らせてくれるようにと数日たつて返事がきた。C君は

と指導者があればやってゆけるよに思われがちですが、このほかにもこども会をやってゆくための経費の心配や、ふだんのこどもの生活をみまもり、みんなでこどもの健全育成を進めるために是非育成会が必要で、これも町内とか部落単位でPTAなどが中心になつてもらつたらよいと思ひます。

△こども会発展のために

こども会の目的は、こどもの健全な成長のためであるわけですが、更におとなのためにも必要であると思ひます。こども会がらうばに育ち、すばらしいこどもたちが育つてゆくような地区は、おとなもふくめた、地域全体が進歩発展して行くようになると思ひます。

しめくり木島こども会の指導者である小林さんのアンビール

と紹介させていただきます。こども会に幸せを与えよう

小林 健三

木島こども会が誕生してから、もはや三年を迎えることになりました。この間、地域のみなさんのあたたかい協力と心からの深いご理解のもとで、子ども会一同仲よく伸び伸びと活動しております。子どもたちは子どもたちの社会で遊び、その中で、尊い社会生活を身につけます。それが、家庭環境や地域環境によって、人嫌いや非行に走る傾向があるようです。もし、校外集団活動をすすめないで、「自分の子もたけよければそれでよい」といった利己的な考えの家庭があつたら、その家庭は、学習に参加する人たちの真剣なまなざしであつたという。事実、C君が社会教育主事になつてからのB町は、住民が身近な部落や町の政治に目を向け、現実を批判し、建設的な意見を述べたようになつた。ここ数年の間に、前向きな考えをもつた有権者が多くなつた。こうしたことが、一部の人たちになつたのだとC君はいう。

教育長に抗議したら、夜も昼もなく、社会教育を何年もやっているとからたによくない。ほかに有資格者を見つけたからひと休みなさい。支所長とはいつても課長待遇だし、自宅に近いから通勤も

の子どもは実にかわいそうだと思ひます。せつかくの子どもの社会性を育てる機会を失つてしまふからです。

子どもは日一日とおとなの知らぬ間に、成長してまいります。この大切な時期を逃がさず、集団生活に導いてあげましょう。

幸い、木島こども会が町内全戸のみなさんの深いご理解あつて子ども会が誕生し、その育成に協力いただいておりますが、その中で一人の「ひねくれ者」や「非行者」もありません。子ども会が生まれてまだ日の浅い会でありませんが、その実績は多大であつたといつても過言ではありません。

次の世代をなう川西町の子どもたちと一緒に早く地域こども会をつくつてやりましょう。

ラクだらう、キミにとつては願つてもないことじゃないか、の一点ばり。いつまでもこの仕事をつづけたが、年令や家族のことも考え、このへんがしおときたと思つた、とむすんであつた。

C君のサセンは決して人ごとには思えなかつた。社会教育をトコトコまでやろうとすると、一度は必ずさうしたカベにつきあたる。それを、わたくしは、町政の一翼をになう立場を自覚してのりこえることができた。C君は、自分の信念をあくまでもつちかへようとして、こんどのような結果になつた。こうした問題にまで発展しないような主事は、自分かわいさに要領よくたぢまわつて、いさかからだも君は、この世を身にしみて感じている。

社会教育

戦没者の遺族に 特別弔慰金支給

このたび戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法が本年六月一日公布施行になりました。

この特別弔慰金は額面三万円の無利子の国債で昭和四十一年六月を初回として以後毎年六月に三万円ずつ十年間にわたって支給されるものでありますが、遺族全部に對して支給されるのではなく、次の条件の人たちに支給されるものであります。

遺族保護法による弔慰金(五万円、または三万円の国債)を受けたる者(本人と同順位者のものを含む)で昭和四十年四月一日において、公務扶助遺族年金等の年金を本人を含めて誰も受けている遺族がないという場合で次の区分によります。

県税

十日町 財務事務所

県税に対する川西町のみなさまの日ごろのご協力を深く感謝申し上げます。し上げすばらしい納税成績に敬意を表します。

◎今月(8月)は個人事業税の納期です。31日までの間に全町ごとして納期内に完納下さいませ。すようお願いします。

- 一、配偶者の場合
 - (一) 戦没者死亡後その遺族(三親等間)と婚姻した者
 - (二) 戦没者死亡後、氏を改めた婚姻した者
 - (三) 昭和二十七年四月一日までに遺族以外と婚姻したが先順位遺族が他にいないため弔慰金を受けた者
- 二、子の場合
 - (一) 年金等を受けていたが、成年となつたため受けられなくなり遺族のうち他の誰かが年金を受けていない場合で弔慰金を受けた者
 - (二) 弔慰金を受けなかつたが弔慰金を受けた遺族がなくなつていてる場合は戦没者の子に限り転給される
- 三、父母、孫、祖父母の場合
 - 備預金口座から振替によつて納税するという現代の新しい納税方法を八月から採用実施するようたたいま準備を進めて居られますので紹介いたします。
 - 千手商工会納税貯蓄組合
 - 組合長 清水京平
 - 上野納税貯蓄組合
 - 組合長 関口重美
 - 橋納税貯蓄組合
 - 組合長 永井正雄
 - 新潟県信用組合
 - 十日町支店長 中山 貢
 - 千手支店長 清水信一

遺族のうち誰も公務扶助料等の年金を受けていないこと。
四、兄弟、姉妹及伯叔父母、甥姪等の三親等内の親族の場合
遺族のうち誰も公務扶助料等

8月15日

全国戦没者追悼式

正午には黙とうを

福祉年金を受け ている皆さんへ

老令、母子、障害の福祉年金を受けている皆さん、次の支払いは八月六日からです。
郵便局で支払いの取り扱いが今後次のおり変わりましたのでお知らせします。

- 一、郵便局で年金を受け取る時
今までは郵便局の方が受領証を代筆し押印してくれましたが、今後は受領証の記入及び押印は、局の窓口で受け取る人が書いて差し出すこととなります。したがって、今までのように受領証の書きのない人が九月六日に郵便局に行つても当日は年金を受け取ることができませんからご注意ください。
- 二、としより、盲人などのため自分で受領証を記入することのできない方には家族が前もって代筆してあげて下さい。受領証用紙は九月六日に一月、九月期の分とも三枚を国民年金証書とともにお渡し

の年金を受けていないこと。
概略は以上のとおりですが、くわしいことは役場社会係におたづねのうえ該当する人は来る九月一日より請求手続きをして下さい。

いたします。

- 三、受領証の記入内容及び注意事項については、用紙をお渡しするときに記載例をもつて説明いたします。
- 四、本人に代わつて他の人が代理で受け取る場合は代理人の印かんも必要です。たとえば、隣の方も預つて来るような場合は預つた人の印かんも必要です。
- 五、国民年金証書及び受領証用紙は、九月六日の午前九時より午後四時まで次の場所でお渡しいたします。

- 千手地区 役場社会係
- 上野地区 上野連絡所
- 橋・白倉地区 橋出張所
- 仙田地区 仙田出張所
- 六、証書専用の印かん及び保管証を必ず所持してください。
- 七、九月六日に都合できない方は、役場までおいでください。

電報電話局 のお知らせ

新潟市の市内局番が変わります
八月二十九日

戸籍の窓から

うぶ声—御すこやかに

- 星名 久徳 徳平長男 沖立
- 数藤 正徳 徳義長男 沖立
- 渡邊 正彦 正一長男 鷗吉
- 丸山 道弘 清長男 高原田
- 太田 和彦 寅治長男 田中
- 金子 哲 鐵平長男 元町
- 戸田 敏江 健長女 仁田
- 田中 江利子 米三郎二女 小白倉
- 小川 悦子 充長女 岩瀬
- 小林 信也 正信長男 中仙田
- 桑原 誠 金二長男 桐山

昇天—御めい福を祈る

橋澤 幸作 沖立 九二

新潟へ電話をおかけになる皆さま、新潟市の市内局番が次のようになり変わりました。
二十九日以降は新しい局番でお申し込みください。

- (現在) (29日から)
- 1局 22局
- 2局 23局
- 3局 44局
- 4局 45局
- 5局 66局
- 6局

かわにし 俳壇

- 伊友 黒島 志げ
- 青田風うけつづの草を刈る
炎天に休まぬ蟻の行き来かな
千梅の土用三番に色づきて
- 小白倉 江口 凡石
- 農薬に纏せたる耕衣秋近し
風鈴や田原の中の一軒家
- 中屋敷 南雲 良子
- 米ときて今日も終りぬ蓮蛙
- 宵隔にうつ然とあり夏木立
胡瓜柴張られ巻蔓贈えてをり
- 寺尾 白井 トヨ
- 雲の峰三番除草すすみをり
- 夏木立匂ひ立ちたる夜の滴

- 山田 リヤ 仁田 七八
- 大久保 リン 野口 七八
- 高橋 セキ 中仙田 七六
- 平野 ミキ 上町 七四
- 藤巻 喜平治 塩辛 六六
- 丸山 源一 根深 六六
- 川崎 徳憲 新町新田四九
- 数藤 輝夫 沖立 三二
- たかさご—御円満に
- 新田 高橋 清治 室島
- 新田 金井フヂエ 室島から
- 新田 今藤 清 坪山
- 新田 大熊ハル四日町新田から
- 新田 北堀 益男 小白倉
- 新田 片桐 澄子 小白倉から
- 新田 羽鳥 卯吉 木落
- 新田 富澤與利子 松代町から